

# のびゆくこどもプラン 小金井

(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)



© Studio Ghibli

令和4年3月改定(案)  
小金井市

### (3) 計画期間の年齢別児童数の推計

令和3年5月に小金井市人口ビジョンを策定したことから、令和4年度から令和6年度までの人口推計につきましては、その推計に準じています。

(単位：人)

	実績					推計					伸び率 (R3とR6 の比較)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	1,072	1,063	1,050	1,001	1,040	1,006	938	963	964	967	3.1%
1歳	1,028	1,055	1,102	1,078	1,041	1,076	1,076	950	974	975	-9.4%
2歳	1,005	1,020	1,044	1,095	1,082	1,062	1,121	1,077	951	975	-13.0%
3歳	933	989	1,030	1,033	1,121	1,093	1,091	1,116	1,073	947	-13.2%
4歳	928	917	993	1,025	1,026	1,138	1,132	1,083	1,107	1,065	-5.9%
5歳	906	936	940	1,000	1,025	1,037	1,144	1,157	1,104	1,127	-1.5%
6歳	891	933	951	963	1,021	1,040	1,085	1,153	1,165	1,112	2.5%
7歳	877	901	958	959	971	1,041	1,058	1,101	1,169	1,180	11.5%
8歳	842	878	918	956	970	987	1,038	1,056	1,099	1,168	12.5%
9歳	846	842	897	935	961	983	1,004	1,054	1,073	1,116	11.2%
10歳	865	845	848	910	954	976	999	1,012	1,061	1,080	8.1%
11歳	934	880	857	845	922	968	994	1,012	1,023	1,073	7.9%

	実績					推計					伸び率 (H31と R6の比較)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	1,072	1,063	1,050	1,001	1,040	1,006	938	963	964	967	3.1%
1-2歳	2,033	2,075	2,146	2,173	2,123	2,138	2,197	2,027	1,925	1,950	-11.2%
3-5歳	2,767	2,842	2,963	3,058	3,172	3,268	3,367	3,356	3,284	3,139	-6.8%
小計	5,872	5,980	6,159	6,232	6,335	6,412	6,502	6,346	6,173	6,056	-6.9%
6-8歳	2,610	2,712	2,827	2,878	2,962	3,068	3,181	3,310	3,433	3,460	8.8%
9-11歳	2,645	2,567	2,602	2,690	2,837	2,927	2,997	3,078	3,157	3,269	9.1%
合計	11,127	11,259	11,588	11,800	12,134	12,407	12,680	12,734	12,763	12,785	0.8%

※ R4～R6については、各年齢の人数算出に際し、少数点以下の端数はすべて切上げとした。

#### 0～5歳の実績・推計



## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### (1) 1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）

#### ■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,601人	1,577人	1,636人	1,602人	1,530人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	163人	161人	167人	164人	156人
上記以外	1,438人	1,416人	1,469人	1,438人	1,374人
2 確保の内容	1,601人	1,577人	1,636人	1,602人	1,530人
特定教育・保育施設	144人	144人	144人	144人	183人
確認を受けない幼稚園	1,020人	1,020人	1,020人	1,020人	1,020人
市外の幼稚園	437人	413人	472人	438人	327人
過不足（2-1）	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない幼稚園のこと。

#### ■確保策推進等についての考え方

小金井市における私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、認定こども園（幼稚園分）の定員数の合計は1,164人となっています。幼稚園は、居住する市区町村以外に所在する園への通園が可能であり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内の未就学児童の多くが市外の幼稚園に通園しています。

今後は、認定こども園の新設や、既存の幼稚園・保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受入れ体制づくりを進め、円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応します。また、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えるとともに、既存の幼稚園に対する認定こども園制度に関する情報提供・周知に努めます。

さらに、幼稚園利用ニーズに対する更なる対応や、幼児教育・保育の無償化に伴い、今まで以上に幼稚園と市との連携を進めていく必要もあります。私立幼稚園協会等との情報提供・交換による相互理解、幼稚園各園の共通した課題等に対する支援を行うことにより、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていきます。

## (2) 2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）

### ■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,546人	1,521人	1,718人	1,763人	1,764人
2 確保の内容	1,802人	2,027人	2,215人	2,215人	2,260人
特定教育・保育施設	1,679人	1,904人	2,162人	2,162人	2,207人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	123人	123人	53人	53人	53人
過不足（2-1）	256人	506人	497人	452人	496人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## (3) 3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望）

### ① 3号認定（0歳）

### ■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	374人	374人	311人	324人	339人
2 確保の内容	355人	385人	374人	374人	380人
特定教育・保育施設	278人	308人	326人	326人	332人
地域型保育事業	32人	32人	29人	29人	29人
認可外保育施設	45人	45人	19人	19人	19人
過不足（2-1）	△19人	11人	63人	50人	41人
保育利用率	32.0%	34.8%	38.8%	38.8%	39.4%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

### ② 3号認定（1・2歳）

### ■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,312人	1,356人	1,238人	1,230人	1,300人
2 確保の内容	1,236人	1,371人	1,369人	1,369人	1,399人
特定教育・保育施設	931人	1,066人	1,207人	1,207人	1,237人
地域型保育事業	95人	95人	99人	99人	99人
認可外保育施設	210人	210人	63人	63人	63人
過不足（2-1）	△76人	15人	131人	139人	99人
保育利用率	57.5%	61.7%	67.5%	71.1%	71.7%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

## ■確保策推進等についての考え方

待機児童数は、平成30年4月に88人にまで減少しましたが、翌、平成31年4月の待機児童数は111人と再び上昇しました。

その後、新規開設や認可保育所の定員拡充等により定員数の確保を行い、令和3年4月時点で41人まで減少しており、令和4年度にはすべての年齢において必要利用定員総数を確保の内容が上回る状況となる見込みです。そのため、令和6年度については、市内幼稚園二歳（1号認定）に対応するための認定こども園の新設に連動する定員増分のみを見込むこととします。

令和7年度以降の保育定員の確保については、今後の利用率等の状況を見て、改めて検討を行います。

## 4 教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。また、より一層、質の向上を図るためには、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要であると同時に、幼稚園教諭、保育士の処遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が重要です。

市では、令和3年3月に「小金井市すこやか保育ビジョン」を策定し、小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいことを定めると共に「保育の質のガイドライン」の活用をはじめとする今後の取り組むべき保育施策の方向性を示しました。

### (1) 保育の質の維持・向上

すべての子どもが健やかに成長できるよう、「小金井市すこやか保育ビジョン」に基づき、保育士の資質の向上に向けた研修の実施・充実のほか、「保育の質のガイドライン」の活用や第三者評価受審の促進などを行うことで、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めます。

### (2) 保育士の確保及び処遇の改善

保育の質の維持・向上や待機児童の解消のためには、保育士の確保が優先課題ですが、保育士の有効求人倍率は、東京都においては特段に高く、保育所における保育士確保が非常に厳しい環境となっています。

市として、国や東京都が実施する保育士等処遇改善施策を最大限、活用を図るほか、東京都社会福祉協議会が行っている様々な保育士支援制度の周知・情報提供を進めます。また市においても、いっそうの保育士確保策を検討していきます。

### (3) 幼保小連携

子どもの成長は、家庭から幼稚園・認定こども園・保育所、小学校へと続いていきます。

子どもの学びや発達が円滑に接続していくよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携が必要です。市では子どもの健やかな成長のために、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮しつつ、幼保小連携を推進していきます。

## 第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

保護者の就労の有無等にかかわらず全ての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法では13の事業を地域子ども・子育て支援事業と定め、計画的な提供体制を確保することとされました。子ども・子育て支援法の基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の内容は以下のとおりです。

#### (1) 利用者支援事業

##### 【基本型】(※)

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【対象児童】 未就学児童

##### 【特定型】

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【対象児童】 未就学児童

##### 【母子保健型】

妊婦の健康の保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで、安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対し面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【対象者】 妊産婦等

#### 確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【基本型】 実施か所数(か所)					1
【特定型】 実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
【母子保健型】 実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

(※) 第3節における事業内容等の説明については法令等の規定を基本に記載

## (2) 延長保育事業（時間外保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

[対象児童] 未就学児童

### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,031	1,168	1,321	1,321	1,321
確保の内容（人）	1,031	1,168	1,321	1,321	1,321

### ■確保策推進等についての考え方

認可保育所全園で延長保育を実施しており、保育所在園児の18時以降の保育ニーズに対応しています。延長時間は、公立保育所は19時まで、私立保育所は各園により19時から20時の間で時間が異なります。既設の保育施設において継続的な実施体制の維持を図るとともに、保護者の就労状況等を踏まえながら、19時以降の延長についても検討していきます。



### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業

共働き家庭等の「小1の壁」への対応とともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室事業を推進します。

#### ① 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

当該事業は児童福祉法では小学校に就学している児童を対象として定められていますが、本市は、小金井市学童保育所条例において、小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までを対象とする経過措置を設けており、当該計画期間においては対象児童の学年を据え置いた対応を行います。

[対象児童] 就学児童のうち、小学校1年生～3年生（障がいのある児童は小学校4年生まで）

#### ② 放課後子ども教室事業

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、多彩なプログラムを実施しています。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

[対象児童] 就学児童

### 量の見込みと確保の内容

#### 《放課後児童健全育成事業（学童保育）》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		1,410	1,505	1,600	1,703	1,765
	1年生	469	439	494	515	507
	2年生	398	425	509	558	581
	3年生	331	428	378	406	445
	4年生	73	70	75	76	79
	5年生	69	73	72	75	77
	6年生	70	70	72	73	76
	【低学年】 量の見込み計	1,198	1,292	1,381	1,479	1,533
【高学年】 量の見込み計	212	213	219	224	232	
平均利用人数 予測（人）※	低学年	1,018	1,098	1,132	1,213	1,257
	高学年	180	181	180	184	190
確保の内容 （人）	低学年	960	1,040	1,120	1,200	1,240
	高学年	0	0	0	0	0

※ 令和4年度以降の平均利用人数予測（人）は量の見込み（人）に平成28年度から令和元年度までの過去4年の利用希望日数より算出した毎日利用する児童の割合82%を乗じた人数（令和2年度、3年度は85%を乗じた人数）

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象児童] ①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

### ①幼稚園等における一時預かり

#### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人日/年)	48,974	47,213	49,054	48,001	45,881
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	9,325	9,177	9,534	9,329	8,917
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	39,649	38,036	39,520	38,672	36,964
確保の内容(人日/年)	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869

#### ■確保策推進等についての考え方

市内幼稚園等6園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定(保育の必要性あり)が見込まれる児童の幼稚園(幼児期の学校教育)希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。また、市外の幼稚園利用児童についても、各園での預かり保育の実施状況に基づき利用ニーズに対応していきます。

## ②保育園等における一時預かり

### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	34,408	34,503	33,380	32,470	31,855
確保の内容（人日/年）	33,170	33,179	33,177	34,085	34,121
保育園の一時預かり （在園児対象型以外）	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	3,145	3,154	3,152	3,160	3,196
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	900

### ■確保策推進等についての考え方

現在、認可保育所14園、定期利用保育事業を実施する保育室、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。特に民間の認可保育所においては、新規開設や既存施設の改修にあわせて、待機児童対策の一環として東京都が実施する独自の一時預かり事業（余裕活用型など）も実施しています。

一方では、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいつとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、定期利用型に加え、私的、緊急一時預かりなども実施していますが、限られた提供体制の中、さらなる充実が求められています。

今後も利用状況などを踏まえつつ、現状の提供体制の拡充等を検討します。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、事業を実施するに至っていません。衛生・安全面に配慮しつつ受入施設を幅広く捉え、保護者のニーズ等を見極め規模・内容を含め実施に向け、引き続き検討します。

### (9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

[対象児童] 未就学児童

#### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	3,681	3,692	3,573	3,475	3,410
確保の内容（人日/年）	2,496	3,476	3,476	3,476	3,476
病児保育事業	2,496	3,476	3,476	3,476	3,476
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

#### ■確保策推進等についての考え方

令和2年10月に市内2つ目となる病児・病後児保育室を開設しました。現在、病児・病後児保育室2施設、病後児保育室及び認可保育所における体調不良児対応型を各1施設、保育所等に入所している児童を対象に実施しています。病後保育事業は、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では多くの利用希望が把握されています。

「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業」については、必要性や体制の整備について研究をしていきます。

### 1-3. 犯罪等から子どもを守る環境をつくります

子どもを狙う犯罪は、全国で後を絶ちません。禁止薬物やネットポルノなど、知らないうちに巻き込まれる犯罪もあります。子ども自身の危機回避能力を育成するほか、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で犯罪の起こりづらい環境をつくります。

#### □事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもを犯罪から守る防犯対策 (地域安全課)	ボランティアによる市内パトロールなど、子どもが安心して過ごせるまちづくりを行う。学校、保育所や学童保育所などで防犯対策に努める。	パトロール実施回数(回)	472	維持	→				
	こがねい安全・安心メール配信件数(件)		37	維持	→					
	不審者対応訓練実施の保育園数(園)		12	漸増	→					
	小学校通学路への防犯カメラの設置台数(台)		43	漸増	→					
	同(保育課)		児童館及び学童保育所において訓練・研修会等を実施	実施	継続	→				
	同(学務課)									
	同(児童青少年課)									
2	子どもを見守る家 (カンガルーのポケット) (指導室)	登下校時の不審者に対する一時的緊急避難所として「子どもを見守る家」の設置を促進する。	登録件数(件)	1,157	維持	→				
3	セーフティー教室 (指導室)	薬物、インターネットを利用する際に起きる被害、加害、不審者対策等について学び、危険回避・犯罪防止等の能力を育成する。	セーフティー教室、薬物乱用防止教室、情報モラル教育の実施	実施	継続	→				

### 1-4. 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます

虐待や差別(いじめ)の背景の一つとして子どもの権利への意識の低さが指摘されています。子どもの最善の利益を守るためには、周りの大人はもちろん、子ども自身が権利主体であることに気付く必要があります。子どもの権利を広く普及させることで、子どもを児童虐待やいじめ等の人権侵害から守るとともに、子ども自身が権利を理解し、他者にも権利があり、互いに尊重しあうことの大切さを伝えていきます。

子どもの権利についての理解を深めることができるよう、周知や理解促進のための活動に取り組み、子どもの権利を大切にす意識の向上を目指します。

#### □事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもの権利の広報活動 (児童青少年課) <重点事業>	ホームページやリーフレット等による周知・広報を行う。また新たな方法についても検討する。	周知・広報の実施	実施	継続	→				
2	子どもの権利の職員への啓発活動 (児童青少年課)	手引きや職員研修等による子どもにかかわる職員への啓発・周知を行う。	職員研修の実施	実施	継続	→				

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
5	児童育成手当(障害) (子育て支援課)	障がいのある20歳未満の子どものいる保護者等に手当を支給する。	障害手当対象児童数(人)	44	維持	→					
			障害・育成手当対象児童数(人)	10	維持	→					
6	小中学校特別支援学級 (指導室)	知的障がいや情緒障がい、難聴・言語障がい等のある子どものため、特別支援教育の環境整備を行う。	個々の障がいに応じた指導の実施のため、個別指導計画を作成した割合(%)	100	維持	→					
7	児童発達支援センター事業 (自立生活支援課)	心身の発達に特別な配慮が必要な子どもとその家族に対して、ひとりひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するため、児童発達支援センター「きらり」で必要な相談、指導及び訓練等を実施する。また、子育て関係機関への巡回指導を実施する。	相談支援事業相談件数(件)	207	維持	→					
			親子通園事業利用者数(人)	36	維持	→					
			外来訓練事業利用者数(人)	128	維持	→					
			子育て関係機関への巡回指導の実施	検討	試行	実施	継続	→			
8	医療的ケア児連絡調整体制整備事業 (自立生活支援課)	医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、関連機関との連絡調整を行うための体制を整備する。	連絡調整会議の実施	検討	試行	→	実施	継続	→		

### 4-3.外国籍の子どもと家庭を支援します

外国籍の子どもが、日常生活や学習を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣するとともに、外国籍の家庭に対する支援を行います。

#### □事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	各国の言語による情報提供 (広報秘書課)	外国語によるガイドブック、ハンドブック等の作成や生活に関する情報の提供を行う。市や教育委員会などのホームページでも提供する。	「外国人ガイドブック」配布部数(部)	750	維持	→					
	同(学務課)		編入学等について市ホームページ翻訳機能により外国語で情報提供	実施	継続	→					
	同(ごみ対策課)		ごみ・リサイクルカレンダーに外国語説明を掲載	実施	継続	→					
2	外国籍の幼児の教育・保育施設等利用支援 (保育課)	外国籍の幼児が円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行う。	外国籍の幼児の利用支援の実施	実施	継続	→					
3	日本語指導補助員の派遣業務 (指導室)	外国籍の児童・生徒に対して、日常生活および学習指導を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣する。	利用者数(人)	18	維持	→					
4	外国人相談 (広報秘書課)	市内に住む外国人の相談や情報提供に関し、外国語を話せる相談員を配置する。	相談件数(件)	0	漸増	→					

## □事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	異年齢交流 (保育課)	小・中・高校生が乳幼児とのふれあいを通じて、社会体験学習と育児感覚を身につけたり、子どもが地域の大人と交流できる場を設ける。	職場体験受入園数(園)	16	漸増	→					
			ボランティア受入園数(園)	15	漸増	→					
			世代交流イベント実施園数(園)	12	漸増	→					
	同(児童青少年課)		乳幼児とのふれあい事業での保育ボランティア参加者数(人)	19	維持	→					
			赤ちゃんとの異世代交流事業延べ参加者数(人)	19	維持	→					
			おもちゃ病院開設回数(回)	32	維持	→					
2	子どもが参加できる行事の促進 (児童青少年課)	子ども週間行事や市民まつり等を通じて、地域住民や各種団体の協力を得ながら、健全な遊びや学びの場を設け、子どもの創意工夫による地域活動を促進する。	子ども週間行事参加者数(人)	2,917	維持	→					
			市民まつり参加者数(人)	2,882	維持	→					
	同(各課)		子ども関連行事の後援・共催等(件)	-	維持	→					
3	各種催し物における、中高生ボランティアの受入 (児童青少年課)	市民まつりや子ども週間行事などで中高生ボランティアの受入を実施する。	子ども週間行事受入者数(人)	177	維持	→					
			市民まつりボランティア受入者数(人)	42	維持	→					
4	地域諸団体への活動支援 (児童青少年課)	青少年健全育成地区委員会や子ども会などの地域諸団体に対し、活動支援を行う。	補助金交付事業実施団体数(団体)	7	維持	→					

## 5-3.子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します

子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるように、公共施設や遊び場、道路環境の整備に努めます。また、子どもにやさしいまち、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるまちであるとの理念に基づき、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進め、貴重な自然環境を次世代の子どもに引き継ぐための取組を進めていきます。

## □事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	ユニバーサルデザインのまちづくり (交通対策課)	ベビーカーや車イスがゆったりと通ることができ、子どもが安全、快適に生活できるまちづくりを行うことによって、誰もがゆたかに暮らし「心のバリアフリー」が実現できるまちづくりを行う。	放置自転車の撤去台数(台)	2,376	漸減	→					
			障がい特性の理解促進研修参加者数(人)	9	漸増	→					
			路上喫煙マナーアップキャンペーン実施回数(回)	12	維持	→					
			特定事業計画の進捗状況の確認	実施	継続	→					
2	子どもにやさしい自然環境の整備 (環境政策課)	国分寺崖線(はげ)のみどりや湧水などの自然環境の保全のため、意識啓発を図るとともに、みどりを増やし、みどりゆたかで快適なまちづくりを行う。	国分寺崖線(はげ)のみどりを活用した環境イベントの実施	実施	継続	→					